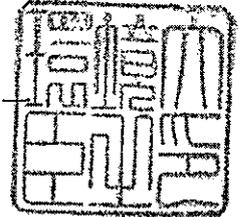


資料1

諮問 第 4 5 8 号
環水大土発第1702271号
平成 2 9 年 2 月 2 7 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
山本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (諮問)

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件 (昭和46年3月農林省告示第346号) 第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピル=3-クロロカルバニラート (別名クロルプロファム又はIPC)

3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド (別名チアジニル)

(5RS)-2-{(EZ)-1-[(2E)-3-クロロアリルオキシイミノ]プロピル}-3-ヒドロキシ-5-ペルヒドロピラン-4-イルシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名テプラロキシジム)

2-[(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)スルファモイル]-N, N-ジメチルニコチンアミド (ニコスルフロ)

(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル)シクロペンタ-2-エニル=(1R)-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル)シクロペンタ-2-エニル=(+)-trans-クリサンテマート (別名ピレトリンI)、(Z)-(S)-3-(ブタ-2-エニル)-2-メチル-4-オキソシクロペンタ-2-エニル=(1R)-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-3-(ブタ-2-エニル)-2-メチル-4-オキソシクロペンタ-2-エニル=(+)-trans-クリサンテマート (別名シネリンI)、(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2-エニル)シクロペンタ-2-エニル=(1R)-trans-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート又は(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2-エニル)シクロペンタ-2-エニル=(+)-trans-クリサンテマート (別名ジャスモリンI)、(Z)-(S)-2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル)シクロペンタ-2-エニル=(E)-(1R)-trans-3-(2

ーメトキシカルボニルプロパー1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート又は (Z) - (S) - 2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2, 4-ジエニル) シクロペンタ-2-エニル=ピレトラート (別名ピレトリンII)、 (Z) - (S) - 3-(ブタ-2-エニル) - 2-メチル-4-オキソシクロペンタ-2-エニル= (E) - (1R) - *trans*-3-(2-メトキシカルボニルプロパー1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート又は (Z) - (S) - 3-(ブタ-2-エニル) - 2-メチル-4-オキソシクロペンタ-2-エニル=ピレトラート (別名シネリンII)、及び (Z) - (S) - 2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2-エニル) シクロペンタ-2-エニル= (E) - (1R) - *trans*-3-(2-メトキシカルボニルプロパー1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート又は (Z) - (S) - 2-メチル-4-オキソ-3-(ペンタ-2-エニル) シクロペンタ-2-エニル=ピレトラート (別名ジャスモリンII) の混合物 (別名ピレトリン)

2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチルベンゾフラン-5-イル=エタンスルホナート (別名ベンフレセート)

(別紙2)

イソプロピル=3-クロロカルバニラート (別名クロルプロファミ)

テトラヒドロ-3,5-ジメチル-1,3,5-チアジアジンを2-チオン
(別名ダゾメット)

アンモニウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムアンモニウム塩又はカーバ
ム)

ナトリウム=メチルジチオカルバマート (別名メタムナトリウム塩又はカーバ
ムナトリウム塩)

メチルイソチオシアネート



中環審第966号
平成29年2月27日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年2月27日付け諮問第458号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第479号
環水大土発第1802211号
平成30年2月21日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

S, *S'* - (2-ジメチルアミノトリメチレン) =ビス (チオカルバマート)
塩酸塩 (別名カルタップ)

(2*R*, 3*a S*, 5*a R*, 5*b S*, 9*S*, 13*S*, 14*R*, 16*a S*, 16*b S*) - 2 - (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-*O*-メチル- α -*L*-マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ- β -*D*-エリスロピラノシルオキシ) - 9-エチル-2, 3, 3*a*, 5*a*, 5*b*, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16*a*, 16*b*-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1*H*-*as*-インダセノ [3, 2-*d*] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2*S*, 3*a R*, 5*a S*, 5*b S*, 9*S*, 13*S*, 14*R*, 16*a S*, 16*b S*) - 2 - (6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-*O*-メチル- α -*L*-マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4-ジメチルアミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ- β -*D*-エリスロピラノシルオキシ) - 9-エチル-2, 3, 3*a*, 5*a*, 5*b*, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16*a*, 16*b*-ヘキサデカヒドロ-4, 14-ジメチル-1*H*-*as*-インダセノ [3, 2-*d*] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物 (別名スピノサド)

N- [(*E*) - 1 - (6-クロロ-3-ピリジルメチル) ピリジン-2 (1*H*)-イリデン] - 2, 2, 2-トリフルオロアセタミド (別名フルピリミン)

3', 4'-ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル)

S, S' - 2 - ジメチルアミノトリメチレン = ジ (ベンゼンチオスルホナート)

(別名ベンスルタップ)

(別紙2)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボキシイミド (別名キャプタン)

トリエタノールアミン=2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸塩 (別名ジクロルプロップトリエタノールアミン塩)

(*RS*) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル=*N*-(2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-*p*-トリル) -*D*-バリネート (別名タウフルバリネート又はフルバリネート)

4-[(*RS*) -5-(3, 5-ジクロロフェニル) -4, 5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル) -1, 2-オキサゾール-3-イル] -*N*- [(*EZ*) - (メトキシイミノ) メチル] -*o*-トルアミド (別名フルキサメタミド)



中環審第1019号
平成30年2月28日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



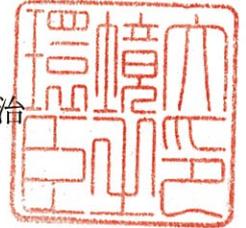
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年2月21日付け諮問第479号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮問第491号
環水大土発第1807021号
平成30年7月2日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3 - (ジフルオロメチル) -N- [(R) -2, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチル-1H-インデン-4-イル] -1-メチルピラゾール-4-カルボキサミド (別名インピルフルキサム)

3, 5-ジニトロ-N⁴, N⁴-ジプロピルスルファニルアミド (別名オリザリン)

2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル = (ジブチルアミノチオ)メチルカルバマート (別名カルボスルファン)

(RS) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル = (1RS, 3RS; 1RS, 3SR) -3-(2, 2-ジクロロビニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シペルメトリン)

3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)

2', 6', 8-トリフルオロ-5-メトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-c] ピリミジン-2-スルホンアニリド (別名フロラスラム)

(別紙2)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9'-アザビシ
クロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナピル)

1-[3,5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-
ピリジルオキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素
(別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド(別名クロルメコートク
ロリド又はクロルメコート)

ナトリウム=2-{2-クロロ-3-[2-(1,3-ジオキサラン-2-イ
ル)エトキシ]-4-メシルベンゾイル}-3-オキソシクロヘキサ-1-エ
ン-1-オラート(別名ランコトリオンナトリウム塩)



中環審第1037号
平成30年7月2日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年7月2日付け諮問第491号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。